令和７年１１月２８日宣告　　令和６年（わ）第５３３号

判　　決

主　　文

被告人を懲役２年８月に処する。

未決勾留日数中２４０日をその刑に算入する。

理　　由

（罪となるべき事実）

被告人は、A（当時８歳）と兵庫県姫路市ａ区ｂｃ番地ｄ当時の被告人方において同居し、同児を単独で養育していた同児の親権者であるが、同児が外傷性くも膜下出血、硬膜下血腫、びまん性軸索損傷等の後遺症により四肢体幹機能障害を有する重症心身障害児であり、喉頭気管分離術を受けていて、自ら排痰することができず、気道確保のため、他者による喀痰の吸引を要すること等を認識していたのであるから、その生存に必要な保護を加える責任があったにもかかわらず、同児を同所に置き去りにしたまま外出しようと考え、令和５年１月２７日午後０時２０分頃、同所を立ち去り、同児を同所に置き去りにして遺棄し、その頃から同児を同所に放置したまま同市内の当時の交際相手方に滞在するなどして帰宅せずに、喀痰の吸引等の同児の生存に必要な保護をせず、よって、その頃から同月２８日午前９時４０分頃までの間に、前記当時の被告人方において、同児を喀痰による気道閉塞又は気道狭窄による急性窒息により死亡させたものである。

（事実認定の補足説明）

１　争点

本件の争点は、故意の点も含めて、被告人が、被害者を遺棄し、必要な保護をしなかったといえるかどうかである。

以下、具体的には「喀痰を吸引しないことによる生命への危険性の有無」「危険性に関する被告人の理解」「令和５年１月２７日に外出した時間、外出時の意図」に分けて検討を進める。

２　喀痰を吸引しないことによる生命への危険性の有無について

⑴　医師等の供述等によって認められる事実

小児医療を専門とする医師であり被害者の主治医でもあったＢ証人（以下「Ｂ証人」という。）及び重度障害支援センターに勤務する看護師であるＣ証人の各供述によれば、①痰が発生して喉がゴロゴロと鳴っている状態であれば痰の吸引が必要である、②そのように喀痰の吸引が必要になる頻度は、体調の良し悪しや入眠中かどうかなどの個別の状況次第であるし、被害者にかかる負担等も考慮すれば喉がゴロゴロ鳴り始めたからといって拙速に吸引を始めるのは避けるべきではあるものの、体調が良いときや入眠しているときには喀痰の吸引が不要になるというものではない、③結局、被害者については、喀痰の吸引が必要な状態でないかどうか、（ＳｐＯ２モニタリングによる方法も含めて）見守りが常時必要な状態であった、と認められる。そして実際、甲第４８号証及び甲第４９号証によれば、被害者入院時はもちろん、被害者がショートステイ施設等を利用した際も、被害者は毎日数時間おきに喀痰の吸引を受けていたことが認められる。

そして、Ｂ証人の供述によれば、喀痰がたまっているのに吸引をしなければ、気管が詰まって呼吸ができなくなってしまうから、被害者は、客観的に見て、数時間おきに喀痰を吸引しなければ窒息して死亡してしまう危険があったことも認められる。

⑵　被告人の供述について

これに対し被告人は、被害者にはせき込む力があり、その際に痰も出ていた、と供述する。

しかし、Ｂ証人は、被害者は寝ているときの体勢や肺活量の問題で、せき込んでも痰を自力で排出することは困難であったし、仮に痰が排出されても、人工鼻のフィルターに痰が付着すると空気の通りが悪くなるので、そのタイミングで喀痰の吸引が必要であったと、明確に説明している。被告人の上記供述は、

喀痰吸引が必要となる場面が少ないことを窺わせるものでは全くない。

⑶　結論

よって、被害者は、客観的にみて、①眠っていないときには数時間おきに喀痰を吸引しなければならず、②眠っている途中でも喀痰吸引が必要となる場合が生じる可能性があり、③やるべき吸引をしなければ窒息して死亡してしまう危険があった、と認められる。

３　危険性に関する被告人の理解について

⑴　検討

関係証拠によれば、①Ｂ証人から被告人に対して、「短時間であれば被害者から目を離しても大丈夫」「出掛けても大丈夫」などと伝えたことはないこと（証人Ｂ）、②被告人が令和４年７月２６日頃、被害者が通う養護学校に対して「１時間に１回くらい吸引する必要がある」と申告していること（甲４９資料４－４、４－５、証人Ｄ、被告人質問）、③被告人は、被害者の喀痰の吸引をすることができない両親には二、三時間程度しか被害者を預けていなかったこと（甲１６、被告人質問）、④被告人と元夫であるＥが同居している間（同居の解消は令和４年９月）、Ｅは、被害者が入眠しているか覚醒しているかにかかわらず、３０分以上被害者を置いて外出したことがなかったこと（証人Ｅ）が認められる。以上によれば、被告人は、被害者の喀痰の吸引を長時間にわたって行わないままにすることはできず、必要な吸引をしなければ被害者の生命が危うくなることは理解できていて、令和５年１月２７日当時もその理解に変わりはなかったと考えるのが自然である（実際、被告人は公判廷で、喀痰の吸引をしなければ被害者が「苦しい思いをする」と供述しているのであって、いっときの不快感ではおよそ済まない深刻な事態が生じかねないと分かっていたと考えるのが合理的である。）。

⑵　被告人の弁解

これに対し、被告人は、令和５年１月２７日は被害者を寝かしつけてから午

後４時過ぎに外出したと供述した上で、被害者は、自宅にいる際は入院時よりも吸引の必要回数が少なかっただけでなく、入眠時は喀痰吸引が必要ではなかった、などと供述する。

これについては、被害者を寝かしつけて午後４時過ぎに外出した旨の被告人の供述が、後に述べるようにそもそも信用できない上、外出時点から翌朝まで被害者が長時間にわたって確実に眠り続けるといえる根拠もなく、弁解の前提となる状況が認められないのであるが、この点を措いても、被害者が眠れば吸引をしなくても喀痰により窒息死してしまう危険が生じる場面はもはやないと被告人が信じ込んでいたとは到底考えられない。確かに、Ｅ証人の供述内容も踏まえれば、（当時の）被告人方で被害者が眠っている間に吸引が必要となる場面がたびたびあったと認めることができるわけではないが、それは、吸引が必要となる事態がこれまでのところはほとんど生じていなかっただけといえ、吸引が必要となる場面が生じるおそれがなくなったといえるわけではない。被告人自身、医師その他の医療関係者から、被害者の入眠中には吸引が必要となることはない等の説明を受けた旨の供述を一切していないし、被告人自身の行動（前記⑴の③④）からしても、被告人は、被害者が入眠しているか覚醒しているかにかかわらず、被害者を長時間放置すれば被害者の生命に危険が生じるおそれがあることは理解していたことがうかがわれる。そうである以上、被害者の入眠中には喀痰吸引の必要がないというのは、医学的根拠に基づかない単なる被告人の油断、というべきである。

⑶　結論

以上によれば、被告人は、被害者が起きている間は喀痰の吸引を長時間にわたり行わずに済ませるわけにはいかない、眠っている間であっても吸引しなければならない事態は生じ得る、もし吸引を怠れば被害者は死んでしまいかねない、ということは分かっていたと認めるべきである。

４　令和５年１月２７日に被告人が外出した時間、外出時の意図について

⑴　Ｆ供述の信用性

①　本件当時被告人と交際していたＦ証人（以下「Ｆ証人」という。）は、(ｱ)被告人との間では事前に、被告人が令和５年１月２７日（以下の日付は、いずれも令和５年１月の日付である。）に泊まりがけでＦ方に来て、同日夜は一緒に映画を見に行くこと等の話をしていた、(ｲ)被告人は２７日午後１時頃にＦ方に来て、被告人が作ったお弁当を一緒に食べた、(ｳ)その後は、被告人はＦ方で介護福祉士試験の勉強をするなどして過ごしていたが、それから一緒に映画を見に行き、映画が終わってからは一緒にラーメン店にて飲食して、Ｆ方に戻った、(ｴ)被告人はＦ方に泊まり、２８日の朝に帰っていった、と供述する。

②　このＦ供述について弁護人は、年月の経過を指摘するなどして信用性を争っている。

しかし、被告人が２７日の昼にＦ方にやって来た旨のＦ供述は、被告人のスマートフォンのヘルスケア履歴（甲５０資料１４－１）と整合している。すなわち、被告人のスマートフォンのヘルスケア履歴には、(ｱ)被告人が同日午後０時１７分３３秒から午後０時２０分１４秒までに５４歩・３０ｍの移動をした記録、(ｲ)その約２５分後である午後０時４４分２２秒から午後０時５１分０９秒までに１６０歩・９０ｍの移動をした記録、(ｳ)午後０時４７分３１秒から午後０時４７分４７秒までの間に階段を２階上がった記録が残されているが、これらの各記録は、被告人の自宅から駐車場まで徒歩移動があること（甲５１）、被告人は同日自動車でＦ方に向かっているところ（証人Ｆ、被告人質問）、被告人方からＦ方までの所要時間は自動車で約２０分程度であること（甲５０資料１５－１、被告人質問）、被告人はＦ方の近くの駐車場に自動車を停めてＦ方に向かったこと（証人Ｆ）、Ｆ方は階段移動が必要なマンションの３階の部屋であったこととよく整合しているので

ある。

この点、弁護人は、被告人の別日のスマートフォンのヘルスケア履歴（弁２）を提出するなどして、そもそも同履歴の正確性には疑問が残る、と主張する。弁護人の主張は、同履歴の「上がった階数」の正確性に関するものであるが、それと異なり同履歴の「歩数・距離」の記録に着目すれば、２７日午後４時４３分頃以降の被告人の記録とＦ証人の記録とで、内容が概ね一致している。上記の時刻頃に被告人とＦは映画館に向けて出発し、それ以降、ほとんど行動を共にしていた両者のそれぞれの履歴がほぼ一致していることからして、「歩数・距離」の履歴はかなり正確であろうと考えられる。「上がった階数」については、確かに「歩数・距離」と比べるとその正確性には疑問があり、記録の内容が直ちに真実であると認定することはできないが、少なくとも上記(ｱ)(ｲ)からして被告人の外出が推認される状況で、(ｳ)の記録が残っていることは、被告人がこのときＦ方の階段を２階分昇った事実と矛盾はしない。よって、弁護人の主張を踏まえても、被告人のスマートフォンのヘルスケア履歴は、相応の正確性を有するものと認められる。

そうすると、被告人が２７日の午後１時頃にＦ方にやって来た旨のＦ供述の信用性は高い。そしてまた、被告人がやって来た時間の点について信用性の高いＦ供述は、泊まる約束であった旨を述べる点についても、特段の事情がない限り、信用性を肯定することが可能というべきである。

⑵　被告人の弁解について

これに対し被告人は、いつも午後３時３０分頃に学校から帰って来る長女の姿をこの日も見て、その後に被害者のケアをしてから家を出たなどと述べて、２７日に被告人方を出たのは午後４時以降であったと供述し、また、もともとＦ方に泊まる予定であったわけではなく、Ｆから一緒に映画を見に行こうと強く誘われて断り切れず、また、自分はラーメン店で飲酒してしまったため、飲酒をしなかったＦに家まで送ってもらうつもりであったところ、

送ってもらう前にＦ方で寝落ちしてしまって、目覚めたら２８日午前９時になってしまっていた、とも供述している。

しかし、被告人の供述は信用し難い。なぜなら、まず自宅を出た時間に関しては、被告人のスマートフォンのヘルスケア履歴を見ると、２７日午後４時台の記録がほとんどない。特に、被告人は、被告人の長女から「帰ってきたー」とのＬＩＮＥメッセージが送られてきた同日午後４時４０分までには家を出ていたとも供述しているのであるが、午後４時から午後４時４０分頃までの間に被告人が移動したヘルスケア履歴が一切残っていないのである。また、映画を見てラーメンを食べてＦ方に戻った後（戻ったのは２７日午後１１時頃であると証拠上認められる。）、Ｆが被告人方に送っていってくれるのを待っている間に寝落ちしてしまった旨を述べるが、被告人が２８日午前０時台に自身のスマートフォンで様々な種類のアプリの画面を合計２０分間開いていることや、同日午前１時台にスマートフォンアプリ「介護福祉士過去問徹底対策」の画面を５４分間開いていること（甲５０資料１７－３）とはなはだ整合しない（被告人自身、なぜ自身のスマートフォンの操作履歴がそのようになっているのかについて合理的な説明ができていない。）。

このほか、２７日と２８日とで、被告人がはいているズボンが異なっていること（甲５０資料１０、１２参照）からして、被告人が着替えを用意してＦ方を訪れた可能性が推察されるところ、この点についての被告人の弁解（「２８日の朝、Ｆ方を出て、被害者以外の二人の子を預けていたＧ方に向かう際に、それまで履いていたデニムのままではＧに、試験勉強をすると言っていたのにおかしい、遊んでいたのではないかと疑われてしまうかもしれないと心配して、自分の車に積んであった仕事着のズボンをデニムの上から履いた。」）も不自然といわざるを得ないこと等も併せて考えれば、被告人の供述は、自宅を出た時刻の点についても、Ｆ方に宿泊する予定の有無の点についても、信用できないといわざるを得ない。

⑶　結論

以上によれば、被告人の弁解はＦ供述の信用性を揺るがすようなものでは全くないのであって、結局のところ、Ｆ供述に依拠し、さらに被告人のスマートフォンのヘルスケア履歴（前記⑴②の中の(ｱ)）にも照らして、被告人は、Ｆ方で一泊するつもりで、２７日午後０時２０分頃に自宅を離れた、との事実を認定することになる。

５　事実認定のまとめ

そうすると、被害者が眠っている場合ですら、喀痰吸引の必要が生じることもあり得ること、吸引をしない場合には被害者の生命の危険が生じることが分かっていた被告人が、２７日午後０時２０分頃に、翌朝まで帰宅しないつもりで外出した以上は、被告人には遺棄の故意があったと認定せざるを得ない（弁護人は、遺棄罪における生命に対しての危険性を過度に広く認めるべきではない旨の主張をしてもいるが、自身では喀痰排出をするのが困難な被害者を少なくとも２０時間は一人だけにしてしまうことになる被告人の外出行為が、置き去りによる遺棄行為に該当することは明らかである。）。

したがって、判示のとおりの犯罪事実を認定することになる。

（量刑の理由）

本件は、被告人の浅はかな行動が最悪の結果を招いてしまった事案である。すなわち、被告人は、目覚めているときには数時間おきに喀痰吸引しなければならず、眠っている間ですら喀痰吸引が必要になることがあって、吸引をしなければ窒息してしまうおそれのある被害者を長時間放置し、その結果、被害者を死に至らせたのである。息ができない苦しみと母親がそばにいない寂しさの中で亡くなった被害者は哀れというほかない。

確かに、元夫や両親の助けを一部ながら得ることができていたなど、被告人は全く孤立無援の状態にあったわけではないが、本件当時の被告人は、保育園児を含めた２人の子供を養育して仕事もしながら被害者の介護をしていた上、ショートステ

イ施設等も機動的に利用できるには程遠いのが実情であったと窺われ、被告人の負担がかなり大きかったという背景は認められる。したがって、当時の交際相手方に泊まりに行こうと家を空けた被告人の行動は、いっときの解放感を求めたものと理解することもできるのであって、一切の躊躇もなしに全面的に非難をあびせることができるようなものではない。とはいえ、解放感を求めるにしても、被害者の状況等からしておのずと限度があるべきであって、昼間に家を出て外泊までしようとした被告人の行動は、やはり相応の非難に値する。

そうすると、単独犯での保護責任者遺棄致死事案の量刑傾向を念頭に置いた上で本件をみた場合、被告人にかかっている負担が重かったという背景事情を踏まえれば、本件の犯情を過度に重くみることはできないが、全面的に同情することもできないのであって、被告人の行動の危険性、結果の重大性等に照らせば、本件の犯情が刑の執行を猶予するのを相当とするほどに軽いとまでいうことはできない。被告人が常日頃から被害者の介護をおざなりにしていたわけではないと認められることや、２８日に帰宅して被害者が息をしていないのを発見するや直ちに１１９番通報をしたり心臓マッサージを試みたりした等の事情を考慮しても、やはり刑の執行を猶予することは難しい。本件は実刑の宣告が避けられない事案というべきである。

ただし、ショートステイ等の利用もなかなかままならなかった等の経緯は十分に考慮すべきであるし、また、被告人は家を空けた時間等につき不合理な弁解を試みるなどしているものの、被害者を死なせてしまった点については深く悔いている様子も認められる。被告人に前科はない等の、検察官も認める有利に考慮すべき諸事情もある。そして、被告人の帰りを待っているであろう子がいることも考慮して、本件については、酌量減軽をした上で主文のとおりの量刑とするのが相当との結論に至った。

（求刑－懲役４年、弁護人の科刑意見－執行猶予付き判決）

令和７年１２月３日

神戸地方裁判所姫路支部刑事部

裁判長裁判官　　佐　　藤　　洋　　幸

裁判官　　白　　鳥　　葵

裁判官　　横　　井　　信　　昭